

成 監 第 2 4 3 号
令和 5 年 2 月 2 7 日

成田市長 小 泉 一 成 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 海 保 茂 喜

財政援助団体等監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 2 4 3 号
令和 5 年 2 月 2 7 日

成田市議会議長 荒 木 博 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 海 保 茂 喜

財政援助団体等監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

成 監 第 2 4 3 号
令和 5 年 2 月 2 7 日

豊住ふれあい健康館等管理運営委員会
委員長 日 暮 健 様

成田市監査委員 佐々木 宏 之
成田市監査委員 岩 下 豊 久
成田市監査委員 海 保 茂 喜

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、別紙のとおり報告します。

令和 4 年度 財政援助団体等監査
監 査 報 告 書

成 田 市 監 査 委 員

令和4年度財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の基準

この監査は、成田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査
(公の施設の指定管理者)

3 監査の対象

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 指定管理者の名称 | 豊住ふれあい健康館等管理運営委員会 |
| (2) 所 管 課 | シティプロモーション部 スポーツ振興課 |

4 監査の着眼点

指定管理者による出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、業務が公の施設の設置目的を効果的に達成しているか及び実施計画に基づいて事業が適切に行われているかに主眼をおいて監査を実施した。

5 監査の主な実施内容

令和3年度及び令和4年度上半期における豊住ふれあい健康館及び北羽鳥多目的広場の指定管理に係る出納その他の事務について、所管課及び指定管理者から関係書類の提出を求め実査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 実施場所 | 豊住ふれあい健康館 |
| (2) 日 程 | 令和5年1月18日(水) |

第2 監査の結果

監査の対象とした団体の指定管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

豊住ふれあい健康館及び北羽鳥多目的広場が各々の目的に沿って活用され、より良い施設となるために、指定管理者にあっては利用者のニーズを把握し、今後も更に質の高いサービスの提供に努められるよう要望する。

また、所管課にあっては、指定管理者と一層綿密な連携を図るとともに、今後も指定管理者制度の効果が発揮され、適正な運営が維持されるよう指導監督に努められたい。

令和４年度財政援助団体等監査における意見・要望について（報告）

令和４年度の財政援助団体等監査について、令和５年１月１８日に当該施設の指定管理者である豊住ふれあい健康館等管理運営委員会を対象として実施した結果、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正と認められた。

同団体（以下「指定管理者」という。）においては、豊住地区内に居住する方々を中心として、地域のシンボルであった旧豊住中学校からの経緯も踏まえ、施設への愛着をもって管理運営にあたられており、現場の視察からも良好な管理状況がうかがえ、これらの取り組みへの姿勢が評価できるものである。

一方、所管課においては、指定管理者が当該施設の管理を目的に設立された団体であることに鑑み、その自主性を尊重する一方で、運営や経理面の助言等も含め、今後なお一層適切に指導的役割を果たすことが望まれる。

監査の結果に関する報告を決定するにあたり、次の事項については指定管理者及び所管課への意見・要望とした。

１ 指定管理業務に適合した経理事務のあり方について

指定管理に関する経理事務については、日ごとの計数と帳簿への記載等が適切に行われ、組織としてのチェック体制も適正に機能していると認められる。一方、当該施設における指定管理者制度の導入後３年余りが経過し、一定の経験則や指定管理者の運営努力に基づき、経営の安定性が確保されつつあることにも鑑み、経理事務の指針となる経理規程等を策定し、これに沿って行うことや、今後の自主事業等の充実に伴う区分経理の必要性の検討など、当該指定管理業務に適合した経理事務のあり方について、一層の研究に努められたい。

２ 指定管理業務の実施に係る固定資産の取得について

指定管理者の意向として、今後の業務の充実に向けては、軽トラック・施設管理用機械の購入や倉庫等の整備を希望しているとのことだが、計画自体の実現性や経費負担・所有区分等が現時点で定まっておらず、指定管理者自らが剰余金を活用し整備することも想定している旨の説明があった。車両等の高額な資産の取得や附属建物としての扱いとなる倉庫等の設置にあたっては、長期的な視点によりその必要性や整備の主体となるべき者を十分検討したうえで対応されたい。そのうえで、指定管理者側で当該事業に必要な固定資産等を取得する場合、資金計画も含めた今後の指定管理料の設計を改めて検証し、慎重な協議により取扱方針を定められるよう要望する。

3 適正な指定管理料の設計について

令和3年度末における収支決算に示された剰余金額は6,391,831円であった。新型コロナウイルス感染症の社会的な影響や、前述のとおり指定管理者に今後の事業の充実に備えた留保資金としての考えがあるとはいえ、指定管理を開始した令和2年度分からの金額としてはやや過大であるとの見方もできる。外的な要因により当初予定していた経費に大幅な増減が生じた場合などには、基本協定書第24条及び第32条にも照らして指定管理料の調整を検討すべきであり、特にコロナ禍で使用量が減少した光熱水費や昨今の電力料金の増高など、各年度の事情を踏まえて丁寧に検証を行う余地もあったと思料する。

他方、指定管理者制度においては、民間事業者の手法を活用することにより利用者への多様なサービスの提供を実現すること、地域の活力を活用した管理を行うことにより施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成すること等が掲げられている一方で、指定管理者側のノウハウをもって管理に要する経費を低減することも、期待される効果として重要な事項であると思料される。所管課においては、指定管理者と十分な協議を重ね、提出された事業計画及び収支予算書について、真に必要な事業内容を見極めたうえで積算額の検証に努められたい。

4 施設における附帯設備の活用について

当該施設の利用メニューの一つであるカラオケ設備は、通信カラオケ情報利用料として年間158,400円を支出しているが、令和4年度上半期においては新型コロナウイルス感染症が影響し、6時間(6,600円)の利用にとどまっている。今後様々な企画の実施を通じて利用促進を図るなど、効果的な活用を検討されたい。